



2025 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社日新
代表者名 代表取締役社長 筒井 雅洋
(コード番号 9066 東証プライム市場)
問合せ先 取締役専務執行役員 管理本部長 栗原 智
(TEL. 03-3238-6555)

(訂正)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が 2025 年 5 月 12 日に公表いたしました標記開示資料 (2025 年 5 月 23 日付で公表いたしました「(訂正)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について」で訂正された事項を含みます。)について、(i)当社の従業員持株会である日新社員持株会及び当社の役員持株会である尾上会 (日新社員持株会及び尾上会を以下「当社持株会」と総称します。) から、2025 年 5 月 12 日に開催された当社持株会の各理事会において、本公開買付け (以下に定義します。以下同じです。) に応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、当社持株会が所有する当社の普通株式 (以下「当社株式」といいます。) の全て (所有株式数の合計 : 976,423 株、所有割合の合計 : 6.62% (2025 年 5 月 27 日時点)) について本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を受け、その後、2025 年 5 月 27 日付で、当社持株会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を受けたこと、並びに、(ii)株式会社 BCJ-98 (以下「公開買付者」といいます。) が、2025 年 5 月 27 日付で、追加で、横浜冷凍株式会社 (所有株式数 : 100,000 株、所有割合 : 0.68%)、株式会社 NIPPO (所有株式数 : 62,600 株、所有割合 : 0.42%)、大一海運株式会社 (所有株式数 : 33,146 株、所有割合 : 0.22%)、近海タンカー株式会社 (所有株式数 : 24,442 株、所有割合 : 0.17%)、兵庫商事株式会社 (所有株式数 : 17,600 株、所有割合 : 0.12%) 及び個人株主 1 名 (所有株式数 : 4,800 株、所有割合 : 0.03%) との間で、これらの者が所有する当社株式の全て (所有株式数の合計 : 242,588 株、所有割合の合計 : 1.65%) について、公開買付者による当社株式に対する金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。) 及び関係法令に基づく公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) に応募する旨の応募契約を締結したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、お知らせいたします。訂正箇所には下線を付しております。

また、標記開示資料の (参考)「株式会社 BCJ-98 による株式会社日新 (証券コード : 9066) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(別添) (2025 年 5 月 23 日付で公表いたしました「(訂正) 株式会社 BCJ-98 による公開買付け届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社 BCJ-98 による株式会社日新 (証券コード : 9066) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付け開始公告の訂正に関するお知らせ」で訂正された事項を含みます。) の記載内容に一部訂正がございましたので、添付のとおり訂正いたします。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025 年 5 月 12 日付で、当社の創業家である

(i) 筒井雄一氏(所有株式数: 89,625 株、所有割合: 0.61%)、(ii) 磯部千恵子氏(所有株式数: 80,000 株、所有割合: 0.54%)、(iii) 筒井明子氏(所有株式数: 66,136 株、所有割合: 0.45%)、(iv) 雅洋氏(所有株式数: 62,701 株、所有割合: 0.43%)、(v) 東山紀子氏(所有株式数: 57,320 株、所有割合: 0.39%)、(vi) 筒井昌隆氏(所有株式数: 48,895 株、所有割合: 0.33%)。以下「昌隆氏」といいます。)、(vii) 筒井長彌氏(所有株式数: 19,800 株、所有割合: 0.13%)、(viii) 筒井亮平氏(所有株式数: 19,400 株、所有割合: 0.13%)、(ix) 筒井啓雄氏(所有株式数: 18,740 株、所有割合: 0.13%)、(x) 筒井敦子氏(所有株式数: 16,310 株、所有割合: 0.11%)、(x i) 筒井健司氏(所有株式数: 15,100 株、所有割合: 0.10%)、(x ii) 筒井俊輔氏(所有株式数: 4,800 株、所有割合: 0.03%)。以下「俊輔氏」といいます。)及び (x iii) 雅洋氏のその他親族 6 名(所有株式数の合計: 65,233 株、所有割合の合計: 0.44%)、並びに (x iv) 中西富貴雄氏(所有株式数: 50,300 株、所有割合: 0.34%)、(x v) 中西大輔氏(所有株式数: 32,880 株、所有割合: 0.22%) 及び (x vi) 昭和日タン株式会社(注 3)(所有株式数: 201,066 株、所有割合: 1.36%。以下「昭和日タン」といいます。)(以下「本応募合意株主(5月12日付)」と総称します。また、以下(iv) 雅洋氏及び(x ii) 俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主(再出資予定)」といい、雅洋氏、昌隆氏及び昭和日タンを除く本応募合意株主(5月12日付)を「本応募合意株主(5月12日付締結関係者株主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下、雅洋氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約(雅洋氏)」、昌隆氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約(昌隆氏)」、本応募合意株主(5月12日付締結関係者株主)との間の公開買付応募契約を「本応募契約(5月12日付締結関係者株主)」、昭和日タンとの間の公開買付応募契約を「本応募契約(昭和日タン)」といい、これらを総称して「本応募契約(5月12日付)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(5月12日付)は、その所有する当社株式の全て(所有株式数の合計: 848,306 株、所有割合の合計: 5.75%、以下「本応募株式(5月12日付)」といいます。)(但し、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。その後、公開買付者は、2025年5月23日付で、(x vii) 複数の個人株主及び法人株主(以下「本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)」といい、本応募合意株主(5月12日付締結関係者株主)と併せて「本応募合意株主(関係者株主)」と総称します。また、本応募合意株主(5月12日付)及び本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)を以下「本応募合意株主」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(5月23日付締結関係者株主)」といい、本応募契約(5月12日付締結関係者株主)と併せて「本応募契約(関係者株主)」と総称します。また、本応募契約(5月12日付)及び「本応募契約(5月23日付締結関係者株主)」を「本応募契約」と総称します。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)は、その所有する当社株式の全て(所有株式数の合計: 78,140 株、所有割合の合計: 0.53%、本応募株式(5月12日付)と併せて以下「本応募株式」と総称します。)を本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。本不応募契約及び本応募契約の詳細につきましては、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

No.	株主名	所有株式数 (株)	所有割合 (%)	雅洋氏との親族関係
i	筒井雄一	89,625 株	0.61%	四親等
ii	磯部千恵子	80,000 株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136 株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701 株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320 株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895 株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800 株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400 株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740 株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310 株	0.11%	一親等
x i	筒井健司	15,100 株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800 株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族 6 名	65,233 株	0.44%	親族

x iv	中西富貴雄	50,300 株	0.34%	—
x v	中西大輔	32,880 株	0.22%	—
x vi	昭和日タン株式会社	201,066 株	1.36%	—
x vii	本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）	78,140 株	0.53%	—
合計	—	926,446 株	6.28%	—

（注3） 昭和日タンは、1945年に日新運輸倉庫株式会社（現株式会社日新）と平澤運輸株式会社の油槽部門を継承して設立され、現在まで石油海運関連事業を行っております。

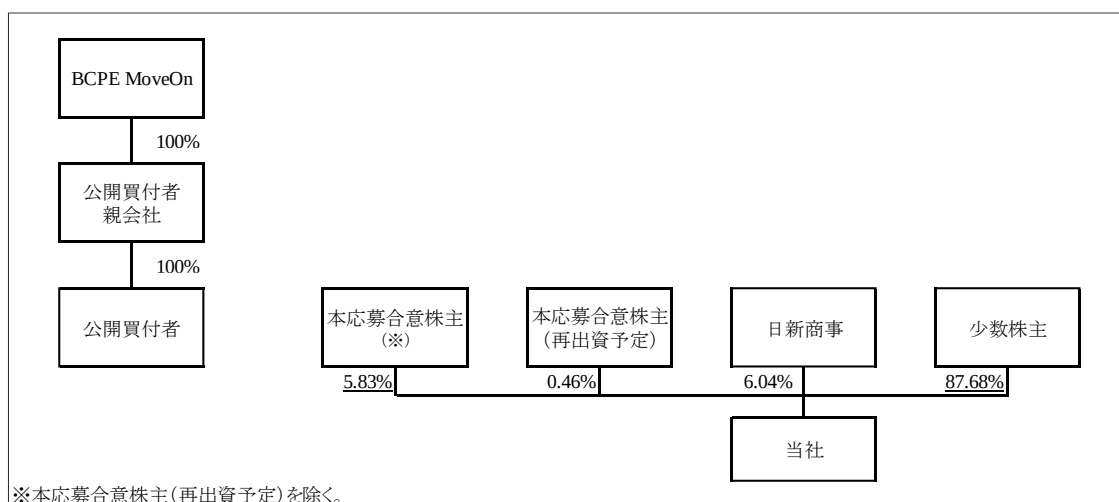
＜中略＞

（注4） 当社社員持株会がその所有する本譲渡制限付株式（以下「当社社員持株会所有譲渡制限付株式」といいます。）を本公開買付けに応募することを可能とするため、当社は、2025年5月12日開催の当社取締役会において、当社社員持株会との間で、譲渡制限期間中に当社株式を対象とする公開買付けが開始された場合には、当社は、当該公開買付けに係る公開買付け期間中において譲渡制限が解除されていない当社社員持株会所有譲渡制限付株式について、当社取締役会が賛同の意見表明を決議した場合に限り、その譲渡制限を解除する旨を含む当社社員持株会所有譲渡制限付株式に係る割当契約書の変更契約（以下「本変更契約」といいます。）を締結することを決議しております。したがって、本譲渡制限付株式のうち、当社社員持株会所有譲渡制限付株式については、本公開買付けへの応募が可能となる予定です。

＜中略＞

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりとのことです。

I. 本公開買付けの実施前



＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年5月12日付で、当社の創業家である（i）筒井雄一氏（所有株式数：89,625株、所有割合：0.61%。）、（ii）磯部千恵子氏（所有株式数：80,000株、所有割合：0.54%。）、（iii）筒井明子氏（所有株式数：66,136株、所有割合：0.45%。）、（iv）雅洋氏（所有株式数：62,701株、所有割合：0.43%。）、（v）東山紀子氏（所有株式数：57,320株、所有割合：0.39%。）、（vi）筒井昌隆氏（所有株式数：48,895株、所有割合：0.33%。以下「昌隆氏」といいます。）、（vii）筒井長彌氏（所有株式数：19,800株、所有割合：0.13%。）、（viii）筒井亮平氏（所有株式数：19,400株、所有割合：0.13%。）、（ix）筒井啓雄氏（所有株式数：18,740株、所有割合：0.13%。）、（x）筒井敦子氏（所有株式数：16,310株、所有割合：0.11%。）、（x i）筒井健司

氏（所有株式数：15,100株、所有割合：0.10%。）、（x ii）筒井俊輔氏（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03%。以下「俊輔氏」といいます。）及び（x iii）雅洋氏のその他親族6名（所有株式数の合計：65,233株、所有割合の合計：0.44%。）、並びに（x iv）中西富貴雄氏（所有株式数：50,300株、所有割合：0.34%。）、（x v）中西大輔氏（所有株式数：32,880株、所有割合：0.22%。）及び（x vi）昭和日タン株式会社（注3）（所有株式数：201,066株、所有割合：1.36%。以下「昭和日タン」といいます。）（以下「本応募合意株主（5月12日付）」と総称します。また、以下（iv）雅洋氏及び（x ii）俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主（再出資予定）」といい、雅洋氏、昌隆氏及び昭和日タンを除く本応募合意株主（5月12日付）を「本応募合意株主（5月12日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下、雅洋氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（雅洋氏）」、昌隆氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（昌隆氏）」、本応募合意株主（5月12日付締結関係者株主）との間の公開買付応募契約を「本応募契約（5月12日付締結関係者株主）」、昭和日タンとの間の公開買付応募契約を「本応募契約（昭和日タン）」といい、これらを総称して「本応募契約（5月12日付）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（5月12日付）は、その所有する当社株式の全て（所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75%、以下「本応募株式（5月12日付）」といいます。）（但し、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。その後、公開買付者は、2025年5月23日付で、（x vii）複数の個人株主及び法人株主（以下「本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）」といいます。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（5月23日付締結関係者株主）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）は、その所有する当社株式の全て（所有株式数の合計：78,140株、所有割合の合計：0.53%。以下「本応募株式（5月23日付）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年5月27日付で、（x viii）横浜冷凍株式会社（所有株式数：100,000株、所有割合：0.68%）、（x ix）株式会社NIPPO（所有株式数：62,600株、所有割合：0.42%）、（x x）大一海運株式会社（所有株式数：33,146株、所有割合：0.22%）、（x x i）近海タンカー株式会社（所有株式数：24,442株、所有割合：0.17%）、（x x ii）兵庫商事株式会社（所有株式数：17,600株、所有割合：0.12%）並びに（x x iii）個人株主1名（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03%）（以下「本応募合意株主（5月27日付締結関係者株主）」と総称し、本応募合意株主（5月12日付締結関係者株主）及び本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）と併せて「本応募合意株主（関係者株主）」と総称します。また、本応募合意株主（5月12日付）、本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）及び本応募合意株主（5月27日付締結関係者株主）を以下「本応募合意株主」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（5月27日付締結関係者株主）」といい、本応募契約（5月12日付締結関係者株主）及び本応募契約（5月23日付締結関係者株主）と併せて「本応募契約（関係者株主）」と総称します。また、本応募契約（5月12日付）、本応募契約（5月23日付締結関係者株主）及び本応募契約（5月27日付締結関係者株主）を以下「本応募契約」と総称します。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（5月27日付締結関係者株主）は、その所有する当社株式の全て（所有株式数の合計：242,588株、所有割合の合計：1.65%、本応募株式（5月12日付）及び本応募株式（5月23日付）と併せて以下「本応募株式」と総称します。）を本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。本応募契約及び本応募契約の詳細につきましては、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

No.	株主名	所有株式数（株）	所有割合（%）	雅洋氏との親族関係
i	筒井雄一	89,625株	0.61%	四親等
ii	磯部千恵子	80,000株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400株	0.13%	三親等

ix	筒井啓雄	18,740 株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310 株	0.11%	一親等
x i	筒井健司	15,100 株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800 株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族 6 名	65,233 株	0.44%	親族
x iv	中西富貴雄	50,300 株	0.34%	—
x v	中西大輔	32,880 株	0.22%	—
x vi	昭和日タン株式会社	201,066 株	1.36%	—
x vii	本応募合意株主（5 月 23 日付締結関係者株主）	78,140 株	0.53%	—
<u>x viii</u>	<u>横浜冷凍株式会社</u>	<u>100,000 株</u>	<u>0.68%</u>	<u>—</u>
<u>x ix</u>	<u>株式会社 NIPPO</u>	<u>62,600 株</u>	<u>0.42%</u>	<u>—</u>
<u>x x</u>	<u>大一海運株式会社</u>	<u>33,146 株</u>	<u>0.22%</u>	<u>—</u>
<u>x x i</u>	<u>近海タンカー株式会社</u>	<u>24,442 株</u>	<u>0.17%</u>	<u>—</u>
<u>x x ii</u>	<u>兵庫商事株式会社</u>	<u>17,600 株</u>	<u>0.12%</u>	<u>—</u>
<u>x x iii</u>	<u>個人株主 1 名</u>	<u>4,800 株</u>	<u>0.03%</u>	<u>—</u>
合計	—	<u>1,169,034 株</u>	<u>7.93%</u>	—

（注 3） 昭和日タンは、1945 年に日新運輸倉庫株式会社（現株式会社日新）と平澤運輸株式会社の油槽部門を継承して設立され、現在まで石油海運関連事業を行っております。

また、公開買付者は、当社社員持株会（以下で定義します。）（所有株式数：975,132 株、所有割合：6.62%（2025 年 5 月 27 日時点））及び当社の役員持株会である尾上会（所有株式数：1,291 株、所有割合：0.01%（2025 年 5 月 27 日時点））（当社社員持株会と併せて、以下「当社持株会」と総称します。）が、2025 年 5 月 12 日に開催された当社持株会の各理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、当社持株会が所有する当社株式の合計 976,423 株（所有割合の合計：6.62%（2025 年 5 月 27 日時点））（但し、当社社員持株会が所有する本譲渡制限付株式（以下「当社社員持株会所有譲渡制限付株式」といいます。）に関しては当該本譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されることも条件としているとのことです。）の全てについて本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を当社から受け、その後、2025 年 5 月 27 日付で当社持株会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を当社から受けたとのことです。

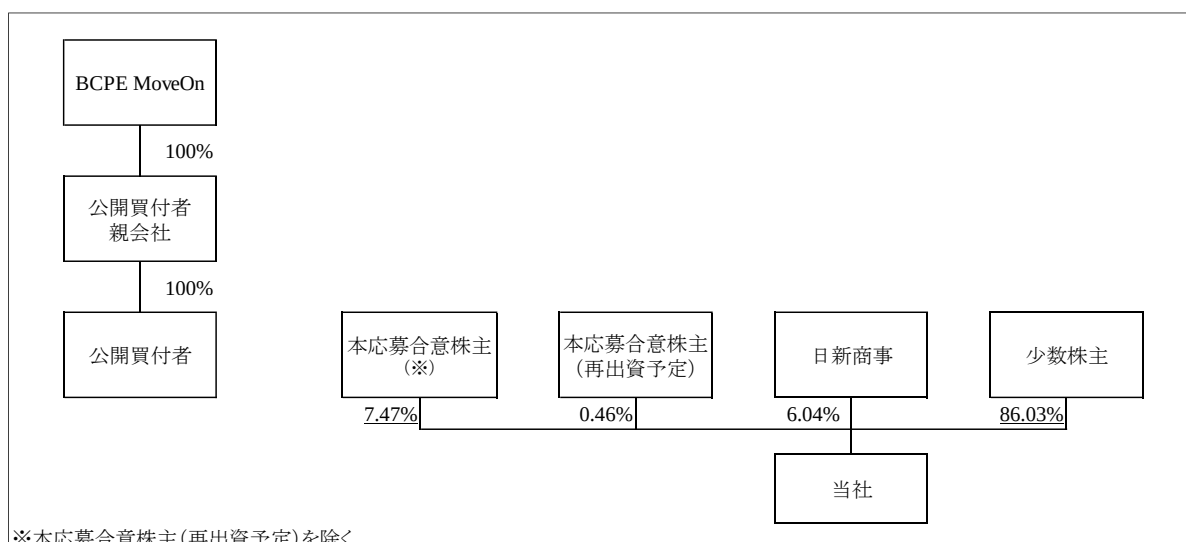
＜中略＞

（注 4） 当社社員持株会所有譲渡制限付株式を本公開買付けに応募することを可能とするため、当社は、2025 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、当社社員持株会との間で、譲渡制限期間中に当社株式を対象とする公開買付けが開始された場合には、当社は、当該公開買付けに係る公開買付期間中において譲渡制限が解除されていない当社社員持株会所有譲渡制限付株式について、当社取締役会が賛同の意見表明を決議した場合に限り、その譲渡制限を解除する旨を含む当社社員持株会所有譲渡制限付株式に係る割当契約書の変更契約（以下「本変更契約」といいます。）を締結することを決議し、2025 年 5 月 27 日付で、本譲渡制限付株式のうち、当社社員持株会所有譲渡制限付株式については、その譲渡制限が解除され、本公開買付けへの応募が可能となりました。

＜中略＞

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりとのことです。

I. 本公開買付けの実施前



〈後略〉

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
(訂正前)

〈前略〉

上記の当社及び本特別委員会との交渉と並行して、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年4月上旬に、本応募合意株主（5月12日付）との間で本応募契約（5月12日付）の締結に向けた交渉を開始し、2025年5月12日、公開買付者は本応募合意株主（5月12日付）との間で本応募合意株主（5月12日付）が所有する当社株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）について本公開買付けに応募することを含む本応募契約（5月12日付）を締結したとのことです。また、ベインキャピタルは、2025年5月12日、本応募合意株主（再出資予定）との間で、本再出資の条件、本取引後の当社の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いを含む本株主間契約の内容について合意したとのことです。本公開買付けが開始された2025年5月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（5月23日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）における検討を経て、同月23日、本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）から、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（5月23日付締結関係者株主）を締結したとのことです。本応募契約及び本株主間契約の詳細については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

〈後略〉

(訂正後)

〈前略〉

上記の当社及び本特別委員会との交渉と並行して、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年4月上旬に、本応募合意株主（5月12日付）との間で本応募契約（5月12日付）の締結に向けた交渉を開始し、2025年5月12日、公開買付者は本応募合意株主（5月12日付）との間で本応募合意株主（5月12日付）が所有する当社株式の全て（但し、公開買付期間の最

終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。)について本公開買付けに応募することを含み本応募契約(5月12日付)を締結したとのことです。また、ベインキャピタルは、2025年5月12日、本応募合意株主(再出資予定)との間で、本再出資の条件、本取引後の当社の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いを含む本株主間契約の内容について合意したとのことです。本公開買付けが開始された2025年5月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)との間で本応募契約(5月23日付締結関係者株主)の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)における検討を経て、同月23日、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)から、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)との間で本応募契約(5月23日付締結関係者株主)を締結したとのことです。また、2025年5月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)との間で本応募契約(5月27日付締結関係者株主)の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)における検討を経て、同月27日、本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)から、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主(5月27日付締結関係者株主)との間で本応募契約(5月27日付締結関係者株主)を締結したとのことです。本応募契約及び本株主間契約の詳細については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

〈後略〉

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(訂正前)

〈前略〉

なお、当社の取締役及び執行役員が所有する本譲渡制限付株式については、割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に、株式併合(当該株式併合により付与対象者の有する株式が1株未満の端数となる場合に限り、)に関する事項が当社の株主総会で承認された場合(但し、当該株式併合の効力発生日が本譲渡制限付株式の譲渡制限期間の満了日より前に到来する場合に限り、)には、当社の取締役会決議により、当該承認の日において割り当てられた対象役員が保有する本譲渡制限付株式の数に、役務提供期間の開始日の属する月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(計算の結果1を超える場合には1)を乗じた数の当該株式について、株式併合の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除するものとされ、(b)上記(a)に規定する場合は、当社は、当該効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するものとされているとのことです。そのため、本スクイーズアウト手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、本株式併合の対象とし、上記割当契約書の(b)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、当社において無償取得する予定とのことです。なお、上記のとおり、当社社員持株会所有譲渡制限付株式について、当社は、2025年5月12日開催の当社取締役会において、当社社員持株会との間で、本変更契約を締結することを決議しました。したがって、当社社員持株会所有譲渡制限付株式については、本公開買付けへの応募が可能となる予定です。

〈後略〉

(訂正後)

〈前略〉

なお、当社の取締役及び執行役員が所有する本譲渡制限付株式については、割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に、株式併合(当該株式併合により付与対象者の有する株式が1株未満の端数となる場

合に限ります。)に関する事項が当社の株主総会で承認された場合(但し、当該株式併合の効力発生日が本譲渡制限付株式の譲渡制限期間の満了時より前に到来する場合に限ります。)には、当社の取締役会決議により、当該承認の日において割り当てられた対象役員が保有する本譲渡制限付株式の数に、役務提供期間の開始日の属する月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(計算の結果1を超える場合には1)を乗じた数の当該株式について、株式併合の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除するものとされ、(b)上記(a)に規定する場合は、当社は、当該効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するものとされているとのことです。そのため、本スクイーズアウト手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、本株式併合の対象とし、上記割当契約書の(b)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、当社において無償取得する予定とのことです。なお、上記のとおり、当社社員持株会所有譲渡制限付株式について、当社は、2025年5月12日開催の当社取締役会において、当社社員持株会との間で、本変更契約を締結することを決議し、2025年5月27日付でその譲渡制限が解除され、当社社員持株会所有譲渡制限付株式については、本公開買付けへの応募が可能となりました。

〈後略〉

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を上回る買付予定数の下限の設定
(訂正前)

公開買付者は、買付予定数の下限を8,896,100株(所有割合:60.35%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしているとのことです。なお、買付予定数の下限である8,896,100株(所有割合:60.35%)は、本決算短信に記載された2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数(15,512,769株)から、2025年3月31日現在の当社が所有する自己株式数(771,656株)、本応募株式に係る株式数(926,446株)及び本不応募株式に係る株式数(890,200株)を控除した株式数(12,924,467株)を2で除した株式数(6,462,234株(小数点以下を切り上げ)、所有割合:43.84%)。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数です。)を上回るものとなるとのことです。

これにより、当社の少数株主の皆様を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様が過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。

(訂正後)

公開買付者は、買付予定数の下限を8,896,100株(所有割合:60.35%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしているとのことです。なお、買付予定数の下限である8,896,100株(所有割合:60.35%)は、本決算短信に記載された2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数(15,512,769株)から、2025年3月31日現在の当社が所有する自己株式数(771,656株)、本応募株式に係る株式数(1,169,034株)及び本不応募株式に係る株式数(890,200株)を控除した株式数(12,681,879株)を2で除した株式数(6,340,940株(小数点以下を切り上げ)、所有割合:43.02%)。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数です。)を上回るものとなるとのことです。

これにより、当社の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様
の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのこ
とです。

4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

(2) 本応募契約（関係者株主）

（訂正前）

公開買付者は、本応募合意株主（5月12日付締結関係者株主）との間で、2025年5月12日付で本応募契約（5月12日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、また、本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）との間で、同年5月23日付で本応募契約（5月23日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（関係者株主）が所有する当社株式の全て（合計 613,784 株、所有割合：4.16%）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。なお、本応募契約（関係者株主）において、本応募合意株主（関係者株主）の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約（関係者株主）を除いて、公開買付者と本応募合意株主（関係者株主）との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付け価格の支払を除き、本応募合意株主（関係者株主）に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はないとのことです。

〈後略〉

（訂正後）

公開買付者は、本応募合意株主（5月12日付締結関係者株主）との間で、2025年5月12日付で本応募契約（5月12日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、また、本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）との間で、同年5月23日付で本応募契約（5月23日付締結関係者株主）を、本応募合意株主（5月27日付締結関係者株主）との間で、同年5月27日付で本応募契約（5月27日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（関係者株主）が所有する当社株式の全て（合計 856,372 株、所有割合：5.81%）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。なお、本応募契約（関係者株主）において、本応募合意株主（関係者株主）の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約（関係者株主）を除いて、公開買付者と本応募合意株主（関係者株主）との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付け価格の支払を除き、本応募合意株主（関係者株主）に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はないとのことです。

〈後略〉

以 上

（参考）

2025年5月27日付「（訂正）株式会社BCJ-98による公開買付け届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社BCJ-98による株式会社日新（証券コード：9066）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付け開始公告の訂正に関するお知らせ」（別添）

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

ベインキャピタル、公開買付者及びその関連者（当社を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条（b）の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。



2025 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社日新
代 表 者 名 代表取締役社長 筒 井 雅 洋
(コード番号 9066 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役専務執行役員 管理本部長 栗 原 智
(TEL. 03-3238-6555)

会 社 名 株式会社 BCJ-98
代 表 者 名 代表取締役 杉 本 勇 次

**(訂正) 株式会社 BCJ-98 による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「株式会社 BCJ-98 による株式会社日新 (証券コード: 9066) の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

株式会社 BCJ-98 は、株式会社日新の普通株式に対する公開買付けに関する 2025 年 5 月 13 日付公開買付届出書 (2025 年 5 月 23 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。) について、金融商品取引法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 5 月 27 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025 年 5 月 12 日付「株式会社 BCJ-98 による株式会社日新 (証券コード: 9066) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2025 年 5 月 23 日付「(訂正) 株式会社 BCJ-98 による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社 BCJ-98 による株式会社日新 (証券コード: 9066) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。) 及び 2025 年 5 月 13 日付公開買付開始公告 (2025 年 5 月 23 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。) の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社 BCJ-98 (公開買付者) が、株式会社日新 (公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025 年 5 月 27 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社日新 (証券コード: 9066) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2025 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 BCJ-98

代 表 者 名 代表取締役 杉本 勇次

**(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「株式会社日新（証券コード：9066）の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

株式会社 BCJ-98（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社東京証券取引所のプライム市場に上場している株式会社日新（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（但し、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役、執行役員及び社員持株会に付与された対象者の譲渡制限付株式を含み、対象者の第3位株主（2025年3月31日時点）であり、対象者がその第2位株主（2025年3月31日時点）で、対象者の代表取締役であり株主である筒井雅洋氏の親族である筒井博昭氏が代表取締役である日新商事株式会社が所有する対象者株式の全て及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化するための一連の取引の一環として、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2025年5月13日より開始しております。

今般、公開買付者が、(i)公正取引委員会から2025年5月23日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年5月23日に受領し、2025年5月23日から公開買付者による対象者株式の取得が可能となったこと、(ii)対象者の従業員持株会である日新社員持株会及び対象者の役員持株会である尾上会（日新社員持株会及び尾上会を以下「対象者持株会」と総称します。）が、2025年5月12日に開催された対象者持株会の各理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、対象者持株会が所有する対象者株式の全て（所有株式数：976,423株、所有割合：6.62%（2025年5月27日時点））について本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を対象者より受け、その後、2025年5月27日付で、対象者持株会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を対象者より受けたこと、並びに、(iii)2025年5月27日付で、追加で、横浜冷凍株式会社（所有株式数：100,000株、所有割合：0.68%）、株式会社NIPPO（所有株式数：62,600株、所有割合：0.42%）、大一海運株式会社（所有株式数：33,146株、所有割合：0.22%）、近海タンカー株式会社（所有株式数：24,442株、所有割合：0.17%）、兵庫商事株式会社（所有株式数：17,600株、所有割合：0.12%）及び個人株主1名（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03%）との間で、これらの者が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：242,588株、所有割合の合計：1.65%）について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結したことに伴い、本公開買付けに係る公開買付届出書（2025年5月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）及びその添付書類である2025年5月13日付「公開買付開始公告」（2025年5月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下「本公開買付開始公告」といいます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2025年5月27日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025年5月12日付「株式会社日新（証券コード：9066）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025年5月23日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社日新（証券コード：9066）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。以下「公開買付開始プレスリリース」といいます。）及び本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではありません。変更箇所には下線を付しております。

記

Ⅰ. 公開買付開始プレスリリースの訂正内容

2. 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、本日付で、対象者の創業家である（i）筒井雄一氏（所有株式数：89,625株、所有割合：0.61%。）、（ii）磯部千恵子氏（所有株式数：80,000株、所有割合：0.54%。）、（iii）筒井明子氏（所有株式数：66,136株、所有割合：0.45%。）、（iv）雅洋氏（所有株式数：62,701株、所有割合：0.43%。）、（v）東山紀子氏（所有株式数：57,320株、所有割合：0.39%。）、（vi）筒井昌隆氏（所有株式数：48,895株、所有割合：0.33%。）、（vii）筒井長彌氏（所有株式数：19,800株、所有割合：0.13%。）、（viii）筒井亮平氏（所有株式数：19,400株、所有割合：0.13%。）、（ix）筒井啓雄氏（所有株式数：18,740株、所有割合：0.13%。）、（x）筒井敦子氏（所有株式数：16,310株、所有割合：0.11%。）、（x i）筒井健司氏（所有株式数：15,100株、所有割合：0.10%。）、（x ii）筒井俊輔氏（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03%。以下「俊輔氏」といいます。）及び（x iii）雅洋氏のその他親族6名（所有株式数の合計：65,233株、所有割合の合計：0.44%。）、並びに（x iv）中西富貴雄氏（所有株式数：50,300株、所有割合：0.34%。）、（x v）中西大輔氏（所有株式数：32,880株、所有割合：0.22%。）及び（x vi）昭和日タン株式会社（注4）（所有株式数：201,066株、所有割合：1.36%。以下「昭和日タン」といいます。）（以下「本応募合意株主（5月12日付）」と総称します。また、以下（iv）雅洋氏及び（x ii）俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主（再出資予定）」といいます。）との間で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主（5月12日付）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75%。）（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。その後、公開買付者は、2025年5月23日付で、（x vii）複数の個人株主及び法人株主（以下「本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：78,140株、所有割合の合計：0.53%。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

No.	株主名	所有株式数 (株)	所有割合 (%)	雅洋氏との親 族関係
i	筒井雄一	89,625株	0.61%	四親等
ii	磯部千恵子	80,000株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310株	0.11%	一親等
x i	筒井健司	15,100株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族6名	65,233株	0.44%	親族
x iv	中西富貴雄	50,300株	0.34%	—
x v	中西大輔	32,880株	0.22%	—
x vi	昭和日タン株式会社	201,066株	1.36%	—
x vii	本応募合意株主（5月23日付 締結関係者株主）	78,140株	0.53%	—
合計	—	926,446株	6.28%	—

(注4) 昭和日タンは、1945年に日新運輸倉庫株式会社（現株式会社日新）と平澤運輸株式会社の油槽

部門を継承して設立され、現在まで石油海運関連事業を行っております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、本日付で、対象者の創業家である（i）筒井雄一氏（所有株式数：89,625株、所有割合：0.61%。）、（ii）磯部千恵子氏（所有株式数：80,000株、所有割合：0.54%。）、（iii）筒井明子氏（所有株式数：66,136株、所有割合：0.45%。）、（iv）雅洋氏（所有株式数：62,701株、所有割合：0.43%。）、（v）東山紀子氏（所有株式数：57,320株、所有割合：0.39%。）、（vi）筒井昌隆氏（所有株式数：48,895株、所有割合：0.33%。）、（vii）筒井長彌氏（所有株式数：19,800株、所有割合：0.13%。）、（viii）筒井亮平氏（所有株式数：19,400株、所有割合：0.13%。）、（ix）筒井啓雄氏（所有株式数：18,740株、所有割合：0.13%。）、（x）筒井敦子氏（所有株式数：16,310株、所有割合：0.11%。）、（x i）筒井健司氏（所有株式数：15,100株、所有割合：0.10%。）、（x ii）筒井俊輔氏（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03%。以下「俊輔氏」といいます。）及び（x iii）雅洋氏のその他親族6名（所有株式数の合計：65,233株、所有割合の合計：0.44%。）、並びに（x iv）中西富貴雄氏（所有株式数：50,300株、所有割合：0.34%。）、（x v）中西大輔氏（所有株式数：32,880株、所有割合：0.22%。）及び（x vi）昭和日タン株式会社（注4）（所有株式数：201,066株、所有割合：1.36%。以下「昭和日タン」といいます。）（以下「本応募合意株主（5月12日付）」と総称します。また、以下（iv）雅洋氏及び（x ii）俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主（再出資予定）」といいます。）との間で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主（5月12日付）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75%。）（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。その後、公開買付者は、2025年5月23日付で、（x vii）複数の個人株主及び法人株主（以下「本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：78,140株、所有割合の合計：0.53%。）を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年5月27日付で、（x viii）横浜冷凍株式会社（所有株式数：100,000株、所有割合：0.68%。）、（x ix）株式会社NIPPO（所有株式数：62,600株、所有割合：0.42%。）、（x x）大一海運株式会社（所有株式数：33,146株、所有割合：0.22%。）、（x x i）近海タンカー株式会社（所有株式数：24,442株、所有割合：0.17%。）、（x x ii）兵庫商事株式会社（所有株式数：17,600株、所有割合：0.12%。）及び（x x iii）個人株主1名（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03%）（以下「本応募合意株主（5月27日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主（5月27日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：242,588株、所有割合の合計：1.65%。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

No.	株主名	所有株式数 (株)	所有割合 (%)	雅洋氏との親 族関係
i	筒井雄一	89,625株	0.61%	四親等
ii	磯部千恵子	80,000株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310株	0.11%	一親等
x i	筒井健司	15,100株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族6名	65,233株	0.44%	親族
x iv	中西富貴雄	50,300株	0.34%	—

x v	中西大輔	32,880 株	0.22%	—
x vi	昭和日タン株式会社	201,066 株	1.36%	—
x vii	本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）	78,140 株	0.53%	—
x viii	横浜冷凍株式会社	100,000 株	0.68%	—
x ix	株式会社 NIPPO	62,600 株	0.42%	—
x x	大一海運株式会社	33,146 株	0.22%	—
x x i	近海タンカー株式会社	24,442 株	0.17%	—
x x ii	兵庫商事株式会社	17,600 株	0.12%	—
x x iii	個人株主 1 名	4,800 株	0.03%	—
合計	—	1,169,034 株	7.93%	—

（注4）昭和日タンは、1945年に日新運輸倉庫株式会社（現株式会社日新）と平澤運輸株式会社の油槽部門を継承して設立され、現在まで石油海運関連事業を行っております。

また、公開買付者は、対象者社員持株会（以下で定義します。）（所有株式数：975,132株、所有割合：6.62%（2025年5月27日時点））及び対象者の役員持株会である尾上会（所有株式数：1,291株、所有割合：0.01%（2025年5月27日時点））（対象者社員持株会と併せて、以下「対象者持株会」と総称します。）が、2025年5月12日に開催された対象者持株会の各理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、対象者持株会が所有する対象者株式 976,423 株（所有割合：6.62%（2025年5月27日時点））（但し、対象者社員持株会が所有する本譲渡制限付株式（以下「対象者社員持株会所有譲渡制限付株式」といいます。）に関しては当該本譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されることも条件としているとのことです。）の全てについて本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を対象者より受け、その後、2025年5月27日付で対象者持株会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を対象者より受けております。

<後略>

（訂正前）

<前略>

（注5）対象者社員持株会がその所有する本譲渡制限付株式（以下「対象者社員持株会所有譲渡制限付株式」といいます。）を本公開買付けに応募することを可能とするため、対象者は、本日開催の取締役会において、対象者社員持株会との間で、譲渡制限期間中に対象者株式を対象とする公開買付けが開始された場合には、対象者は、当該公開買付けに係る公開買付期間中において譲渡制限が解除されていない対象者社員持株会所有譲渡制限付株式について、対象者取締役会が賛同の意見表明を決議した場合に限り、その譲渡制限を解除する旨を含む対象者社員持株会所有譲渡制限付株式に係る割当契約書の変更契約（以下「本変更契約」といいます。）を締結することを決議しているとのことです。したがって、本譲渡制限付株式のうち、対象者社員持株会所有譲渡制限付株式については、本公開買付けへの応募が可能となる予定とのことです。

<後略>

（訂正後）

<前略>

（注5）対象者社員持株会所有譲渡制限付株式を本公開買付けに応募することを可能とするため、対象者は、本日開催の取締役会において、対象者社員持株会との間で、譲渡制限期間中に対象者株式を対象とする公開買付けが開始された場合には、対象者は、当該公開買付けに係る公開買付期間中において譲渡制限が解除されていない対象者社員持株会所有譲渡制限付株式について、対象者取締役会が賛同の意見表明を決議した場合に限り、その譲渡制限を解除する旨を含む対象者社員持株会所有譲渡制限付株式に係る割当契約書の変更契約（以下「本変更契約」といいます。）を締結することを決議し、2025年5月27日付で、本譲渡制限付株式のうち、対象者社員持株会所有譲渡制限付株式については、その譲渡制限が解除され、本公開買付けへの応募が可能となったとのことです。

<後略>

3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

（訂正前）

<前略>

なお、対象者の取締役及び執行役員が所有する本譲渡制限付株式については、割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に、株式併合（当該株式併合により付与対象者の有する株式が1株未満の端数となる場合に限りま

す。）に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合（但し、当該株式併合の効力発生日が本譲渡制限付株式の譲渡制限期間の満了時より前に到来する場合に限りま

す。）には、対象者の取締役会決議により、当該承認の日において割り当てられた対象役員が保有する本譲渡制限付株式の数に、役務提供期間の開始日の属する月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（計算の結果1を超える場合には1）を乗じた数の当該株式について、株式併合の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除するものとされ、(b)上記(a)に規定する場合は、対象者は、当該効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するものとされております。そのため、本スクイズアウト手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、本株式併合の対象とし、上記割当契約書の(b)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。なお、上記のとおり、対象者社員持株会所有譲渡制限付株式について、対象者は、本日開催の取締役会において、対象者社員持株会との間で、本変更契約を締結することを決議しているとのことです。したがって、対象者社員持株会所有譲渡制限付株式については、本公開買付けへの応募が可能となる予定とのことです。

<後略>

（訂正後）

<前略>

なお、対象者の取締役及び執行役員が所有する本譲渡制限付株式については、割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に、株式併合（当該株式併合により付与対象者の有する株式が1株未満の端数となる場合に限りま

す。）に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合（但し、当該株式併合の効力発生日が本譲渡制限付株式の譲渡制限期間の満了時より前に到来する場合に限りま

す。）には、対象者の取締役会決議により、当該承認の日において割り当てられた対象役員が保有する本譲渡制限付株式の数に、役務提供期間の開始日の属する月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（計算の結果1を超える場合には1）を乗じた数の当該株式について、株式併合の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除するものとされ、(b)上記(a)に規定する場合は、対象者は、当該効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するものとされております。そのため、本スクイズアウト手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、本株式併合の対象とし、上記割当契約書の(b)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。なお、上記のとおり、対象者社員持株会所有譲渡制限付株式について、対象者は、本日開催の取締役会において、対象者社員持株会との間で、本変更契約を締結することを決議し、2025年5月27日付でその譲渡制限が解除され、対象者社員持株会所有譲渡制限付株式については、本公開買付けへの応募が可能となつたとのことです。

<後略>

II. 本公開買付開始公告の訂正内容

1. 公開買付けの目的

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年5月12日付で、対象者の創業家である(i) 筒井雄一氏(所有株式数:89,625株、所有割合:0.61%)、(ii) 磯部千恵子氏(所有株式数:80,000株、所有割合:0.54%)、(iii) 筒井明子氏(所有株式数:66,136株、所有割合:0.45%)、(iv) 雅洋氏(所有株式数:62,701株、所有割合:0.43%)、(v) 東山紀子氏(所有株式数:57,320株、所有割合:0.39%)、(vi) 筒井昌隆氏(所有株式数:48,895株、所有割合:0.33%)、(vii) 筒井長彌氏(所有株式数:19,800株、所有割合:0.13%)、(viii) 筒井亮平氏(所有株式数:19,400株、所有割合:0.13%)、(ix) 筒井啓雄氏(所有株式数:18,740株、所有割合:0.13%)、(x) 筒井敦子氏(所有株式数:16,310株、所有割合:0.11%)、(x i) 筒井健司氏(所有株式数:15,100株、所有割合:0.10%)、(x ii) 筒井俊輔氏(所有株式数:4,800株、所有割合:0.03%)及び(x iii) 雅洋氏のその他親族6名(所有株式数の合計:65,233株、所有割合の合計:0.44%)、並びに(x iv) 中西富貴雄氏(所有株式数:50,300株、所有割合:0.34%)、(x v) 中西大輔氏(所有株式数:32,880株、所有割合:0.22%)及び(x vi) 昭和日タン株式会社(所有株式数:201,066株、所有割合:1.36%) (以下「本応募合意株主(5月12日付)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主(5月12日付)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計:848,306株、所有割合の合計:5.75%) (但し、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。その後、公開買付者は、2025年5月23日付で、(x vii) 複数の個人株主及び法人株主(以下「本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計:78,140株、所有割合の合計:0.53%)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年5月12日付で、対象者の創業家である(i) 筒井雄一氏(所有株式数:89,625株、所有割合:0.61%)、(ii) 磯部千恵子氏(所有株式数:80,000株、所有割合:0.54%)、(iii) 筒井明子氏(所有株式数:66,136株、所有割合:0.45%)、(iv) 雅洋氏(所有株式数:62,701株、所有割合:0.43%)、(v) 東山紀子氏(所有株式数:57,320株、所有割合:0.39%)、(vi) 筒井昌隆氏(所有株式数:48,895株、所有割合:0.33%)、(vii) 筒井長彌氏(所有株式数:19,800株、所有割合:0.13%)、(viii) 筒井亮平氏(所有株式数:19,400株、所有割合:0.13%)、(ix) 筒井啓雄氏(所有株式数:18,740株、所有割合:0.13%)、(x) 筒井敦子氏(所有株式数:16,310株、所有割合:0.11%)、(x i) 筒井健司氏(所有株式数:15,100株、所有割合:0.10%)、(x ii) 筒井俊輔氏(所有株式数:4,800株、所有割合:0.03%)及び(x iii) 雅洋氏のその他親族6名(所有株式数の合計:65,233株、所有割合の合計:0.44%)、並びに(x iv) 中西富貴雄氏(所有株式数:50,300株、所有割合:0.34%)、(x v) 中西大輔氏(所有株式数:32,880株、所有割合:0.22%)及び(x vi) 昭和日タン株式会社(所有株式数:201,066株、所有割合:1.36%) (以下「本応募合意株主(5月12日付)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主(5月12日付)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計:848,306株、所有割合の合計:5.75%) (但し、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。その後、公開買付者は、2025年5月23日付で、(x vii) 複数の個人株主及び法人株主(以下「本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主(5月23日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計:78,140株、所有割合の合計:0.53%)を本公開買付けに応募する旨を、2025年5月27日付で、(x viii) 横浜冷凍株式会社(所有株式数:100,000株、所有割合:0.68%)、(x ix) 株式会社 NIPPO(所有株式数:62,600株、所有割合:0.42%)、(x x) 大一海運株式会社(所有株式数:33,146株、所有割合:0.22%)、(x x i) 近海タンカー株式会社(所有

株式数：24,442株、所有割合：0.17%）、（x x ii）兵庫商事株式会社（所有株式数：17,600株、所有割合：0.12%）及び（x x iii）個人株主1名（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03%）（以下「本応募合意株主（5月27日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主（5月27日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：242,588株、所有割合の合計：1.65%。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

<後略>

2.公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額（9,163百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（9,163百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付け者が、当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、又は(ii)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付け者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合又は本公開買付けによる対象者株式の取得に係るベトナム国家競争委員会、オーストラリア連邦競争庁若しくはドイツ連邦カルテル庁からの承認が取得できていない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額（9,163百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決

定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（9,163百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、又は(ii)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに本公開買付けによる対象者株式の取得に係るベトナム国家競争委員会、オーストリア連邦競争庁又はドイツ連邦カルテル庁からの承認が取得できていない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

ベインキャピタル、公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条（b）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取る場合があります。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。